

インフルエンザや感染性胃腸炎が流行する季節になりました。

下記の学校感染症と診断されましたら、無理をせず十分に休養し、元気に学校生活が送れるまで回復してから登校させるようお願いいたします。登校については必ず主治医と相談してください。登校に関する意見書等は必要ありません。

出席停止について

- 出席停止は、学校保健安全法第19条により校長が命じます。
- 医師から診断を受けたら、すぐに学校に連絡をください。さかのぼっての出席停止の措置はとりません。
- 出席停止の期間は、校長が命じた日(医師が診断した日ではありません)から、医師が登校を許可した日の前日までとします。

学校感染症			
	病名	出席停止期間	学校への連絡について
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって2日を経過するまで	診断された(または疑いがあると診断された)時点で電話などで学校に連絡してください。
	百日咳(ひやくにちぜき)	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、腮下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(みっかばしか)	発しが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(ブルーねつ)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
第3種	結核(けっかく)	医師によって感染のおそれがないと認めるまで	感染拡大防止という観点から、さかのぼって出席停止にすることはありません。
	腸管出血性大腸菌感染症(0-157)	医師によって感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	医師によって感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症 ・感染性胃腸炎 等	その他の感染症 ・感染性胃腸炎 等	学校長が学校での流行状況をふまえた上で出席停止の措置を判断します。 <u>(診断されても出席停止になるとは限りません)</u>	その日のうちに学校に連絡してください。

* 原則は上記のとおりですが、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
 * 登校に関する意見書等は必要ありません。

例①：1日目かぜで欠席し、2日目の通院でインフルエンザと診断されすぐに学校に連絡した場合、

2日目から医師が登校を許可した日の前日までを出席停止期間とします。

1日目	2日目通院 ⇒学校に連絡	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目通院	8日目
かぜ	インフルエンザ	インフルエンザ	インフルエンザ	インフルエンザ	インフルエンザ	翌日から登校許可	
病気欠席	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校

例②：1日に通院で欠席し、流行性角結膜炎と診断され自宅で休むよう言われたが学校に連絡しなかった場合、病気欠席となります。

1日目通院	2日目	3日目通院	4日目	
通院⇒流行性角結膜炎	流行性角結膜炎	翌日から登校許可	登校	
病気欠席	病気欠席	病気欠席		

* 主治医より登校しないように指示があつても、その日のうちに学校に連絡しなかつた場合、病気欠席となりますのでご注意ください。